

市町村による空き家等の除雪等の考え方（平成28年度版）

【基本的な考え方】

- ・民間所有の空き家等は市町村の管理権限の及ばない財産。基本的には所有者自らの責任において管理すべき。
- ・しかし、「所有者・相続人等不明」、「所有者に積極的な管理意思無し」等、適正な管理が行われない空き家等が存在。生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるケースが発生。
- ・市町村としては、平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪等を実施させる取組を行うことが必要。そのような取組にもかかわらず、空き家等に関する対応が必要となる場合には、以下の対策が実施可能。

除雪について

○災害対策基本法第64条第1項 （応急公用負担等）

（条件）
・災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合

（対応内容）
・市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能

○災害救助法

（条件）
・都道府県知事が該当市町村に災害救助法を適用した場合
・空き家等の管理者が不明であったり、管理者自らの資力では除雪を行えない等により、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがある場合

（対応内容）
・災害救助法に基づく障害物の除去として除雪が可能
・ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則

○空き家等適正管理条例

（条件）
・市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定し、周囲への被害予防のために「緊急安全措置」の規定を設けた場合

（対応内容）
・市町村長の判断で空き家の除雪が可能

空き家等の除却等について

○空家等対策の推進に関する特別措置法

・そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能

○空き家等適正管理条例

（条件）
・市町村が空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合
（対応内容）
・空き家等の除却等の措置命令や行政代執行による除却が可能

○建築基準法による勧告・命令

・著しく保安上危険な既存不適格建築物等については、特定行政庁が除却等必要な措置の命令が可能

○社会資本整備総合交付金 （空き家再生等推進事業）

（条件）
・空家対策特措法に基づく空家等対策計画に定められた地区等
（対応内容）
・市町村が行う以下の取組に対して国が助成
・不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却
・空き家住宅又は空き建築物の活用 等

○過疎対策事業債

・過疎市町村において、市町村内の在住者が危険な廃屋の取り壊し・除去・処分を行う所有者等に市町村の判断により補助等を行う場合に、財源として過疎対策事業債（ソフト分）を充てている事例もあり

空き家等が既に倒壊した場合について

○空家等対策の推進に関する特別措置法

・そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能

○空き家等適正管理条例

（条件）
・市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合
（対応内容）
・倒壊した建物の措置命令や行政代執行による倒壊物件の除却が可能

○災害等廃棄物処理事業費補助金

（条件）
・災害により倒壊して廃棄物となった家屋の除却にあって、市町村による処理が特に必要であると認められる場合
（対応内容）
・倒壊した家屋の除去費用について、国の補助が活用可能

○災害救助法

（条件）
・都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合
・倒壊した空き家等の一部が残存した場合でも、その部分が近隣の住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあると認められ、市町村が自ら必要な措置を行った場合
（対応内容）
・災害救助法に基づく障害物の除去として、国庫補助の対象として除去が可能
・ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除去に要した経費を請求することが原則